

事務連絡
令和2年4月20日

県内各介護施設・事業所等管理者 殿

山形県健康福祉部長寿社会政策課長

地域内において新型コロナウイルス感染者が発生した中での
継続的な介護サービスの提供について

今般の新型コロナウイルスへの対応については、多大な御尽力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、県では、これまで、新型コロナウイルスの感染拡大防止及び感染者、感染が疑われる方及び濃厚接触者等（以下「感染者等」という。）が発生した場合の適切な対応について依頼してまいりましたが、現在、地域内において感染者が発生したことをきっかけとして、感染者等が発生していない施設・事業所においてもサービスを休業する件数が増加しております。

しかしながら、サービスの休業は、利用者及び利用者家族に対して多大な負担を生じさせるとともに、利用者の生活機能の著しい低下に繋がるおそれがあります。

つきましては、施設・事業所の休業については慎重に御判断いただき、感染防止対策に万全を期した上で、可能な限り介護サービスを継続して提供していただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

また、やむを得ず休業をする場合にあっては、下記の点に御留意くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

なお、新型コロナウイルスに関連して、御意見・御質問がある場合は、下記担当までお寄せくださるようお願いいたします（様式自由）。

記

- 1 休業する事業所や居宅介護支援事業所は、利用者及び利用者家族に対し休業の事実、代替サービスの確保、サービス再開時期の目安等について丁寧な説明を行うこと。
- 2 利用者に必要なサービスが提供されるよう、居宅介護支援事業所を中心に、休業している事業所からの訪問によるサービス等の提供など、適切な代替サービスの検討を行い、関係事業所と連携しつつ適切なサービス提供を確保すること。

山形県長寿社会政策課
課長補佐（介護事業担当） 山口
TEL 023-630-3120
Email ychoju@pref.yamagata.jp